

6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い

(1) 人員の移管等の取扱い

仕事を地方自治体に移譲する際には、それに伴い求められる技術や専門性を備えた人材や必要な財源を地方自治体に確保することが必要である。このためには、国と地方の双方が対等の立場に立って、真摯に協議する場を設けることが重要である。

本勧告を踏まえ、国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、事務・権限の地方移譲に伴う国から地方自治体への職員の移行等が不可欠となる。また、事務・権限の廃止・縮小や、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化が必要となる。その的確かつ円滑な実施をはかるためには、職員の雇用や国と地方を通じた公務能率の維持・向上について十分な配慮が必要であり、こうした点を踏まえた職員の移行等の仕組みを、次のように構築すべきである。

- ・ 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うための国と地方を通じた横断的な組織（調整本部）を設置
- ・ 人材の移管にあたって必要となる制度的な措置（退職金の負担、身分取扱い、給与を含む処遇上の取扱い等）の具体化
- ・ 人材の移管にあたっては、地方に移譲される事務・権限を実施するために必要な資質や能力を備えた人材が十分に確保されるよう配慮
- ・ 事務・権限の廃止・縮小や、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化については、一定の期限を設けて計画的に実施

この他、国、地方を通じた人材の有効活用や、国による人的支援の観点から、例えば「人材交流センター」を設けるなど、出先機関と地方自治体との間での人事交流（人材交流）の仕組み、国・地方を通じた人材育成の仕組みの整備について検討する。

(2) 財源の手当ての取扱い

政府においては、(1) のような事務・権限の地方移譲及び国から地方自治体への職員の移行等に際して、事務の集約化等による効率化・スリム化を前提とした上で、それに伴う財源を確保することが不可欠である。当委員会としては、今後、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の改革を進めていく調査審議の過程において、この点についても留意する。

おわりに

地方自治体を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めるには、地方自治体を自治行政権、自治立法権に加え自治財政権を十分に具備した完全自治体に近づけていかなければならない。

当委員会は、今回、「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」を二つの柱として、第2次勧告を行った。

「義務付け・枠付けの見直し」は、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点から、地方自治体の自主性の強化や自由度の拡大をはかるものであり、まさに自治立法権の確立に資する取組みである。第2次勧告では、まず、これまで明らかでなかつたその対象範囲（約500法律、約1万条項）を把握し、見直しの方針を明らかにしている。同時に、そのまま存置してよいかどうかのメルクマール（判断基準）を設定し、各条項のメルクマールへの該当・非該当についての委員会としての判断を示し、約4,000条項について地方自治体の条例制定権の拡大をはかる方向での見直しが必要であると整理している。

第1次地方分権改革で機関委任事務制度を廃止し、それまでの機関委任事務は自治事務と法定受託事務とに区分けをされた。これにより、従来の機関委任事務制度のもとで行われていた、通達等による国の指示や関与等をもって地方自治体の自治事務を縛ることはできないこととなつたが、この自治事務に対しても法令の規定による詳細かつ画一的な義務付け・枠付けがほぼそのまま残っていた。この第2次勧告は、この点を見直そうとする大きくかつ画期的な一步である。

今後、第3次勧告に向けて、これらメルクマールに該当しない見直し対象条項についての改正内容など具体的に講ずべき措置の調査審議を進める。

「国の出先機関の見直し」は、地方分権改革の観点から、国と地方の役割分担を見直し、国の出先機関の事務・権限の地方自治体への移譲等を進めるものであり、第1次勧告で提言した都道府県から基礎自治体への権限移譲とともに、自治行政権を拡充する取組みの一環である。第2次勧告では、まず国の出先機関の事務・権限について、地方移譲等の具体的な改革を提言した。同時に、国と地方を通じた簡素で効率的な行政を実現しつつ、府省別の縦割り組織等のこれまでの出先機関のあり方を大きく転換することを求めた。具体的には、地方再生と地域振興の観点から府省の壁を超えた総合的な出先機関に統合再編成するなど、「二重行政」の弊害を排除し、直轄公共事業の実施機能を中心にその透明性を確保して住民の目の届くようにするための仕組みの導入と組織改革の方向性を提言した。

国の出先機関は、戦前から置かれていたものもあるが、戦後の都道府県知事公選制の導入を背景に国の実施事務をどのような体制で行うかという問題が生じ、各省がその直接実施を選択する中で、著しい発達を見たという歴史的経緯がある。政府では、これまでもその整理合理化や統合等の努力をしてきたが、府省別・分野別に

組織系統を立てるという基本は、平成13年1月の中央省庁等改革の後もなお維持されてきた。この第2次勧告の提言は、こうした国の出先機関のあり方について一大転換点をなすものである。

当委員会は、政府に対し、本勧告を受け、出先機関改革の具体化に向けた検討と準備に早急に着手し、本勧告を着実に実施するよう要請する。

そして、三つ目の自治財政権の確立を目指し、今後、当委員会は第3次勧告に向か、第1次勧告の「おわりに」で述べた基本的な視点に立って、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行えるよう、分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議を進める。国と地方の財政状況や抜本的な税制改革の動向にも留意しつつ、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直し、さらには地方債まで含め、一体的に検討する。あわせて、地方自治体間の財政力格差を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指すこととしたい。

また、地方自治体における行政体制の整備や地方自治関係法制による制度規制の緩和を進める観点から、例えば、地方自治体の行政委員会、地方議会、財務会計、広域連携等の制度等に関し、制度に関する選択の余地を拡大する方向で関係法制を見直すなど、分権型社会に対応した地方行政体制の基盤を整備するための課題についても、第3次勧告に向け引き続き調査審議を進めることとしたい。

現在、政府・与党においては、道州制の導入に向けた議論が積極的に行われているが、当委員会としては、以上のような地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになるものと考えている。

地方分権改革推進委員会

委 員 長 丹 羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員長代理 西 尾 勝 財団法人東京市政調査会理事長

委 員 井 伊 雅 子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪瀬直樹 作家・東京都副知事

小早川 光 郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露木順一 神奈川県開成町長

横尾俊彦 佐賀県多久市長

別紙2

(第2章5(1)関係)

個別出先機関の事務・権限の 見直し事項一覧表

| 厚生労働省 都道府県労働局 | | | |
|---------------|------------|--|--|
| 本局等の内部組織 | 関係する下部機関 | 事務・権限 | 見直しの内容 |
| 総務部等 | — | 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務） | 都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。 |
| 労働基準部 | 労働基準監督署 | 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施 ・賃金構造基本統計調査 | 民間委託の拡大等を進める。 |
| 職業安定部等 | — | 国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督） | 地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 |
| | 公共職業安定所出張所 | 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業 | 地方自治体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。 |
| | 公共職業安定所出張所 | 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 | 雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。 |

| 厚生労働省 中央労働委員会 地方事務所 | | 事務・権限 | 見直しの内容 |
|------------------------|----------|---|---|
| 本局等の 内部組織 | 関係する下部機関 | | |
| 地方調査官 | 一 | 中央労働委員会の地方における次の事務の整理 ・特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査及びこれに関する調査に係る事務 ・特定独立行政法人等に係る労働争議のあっせん及び調停並びにこれらに関する調査に係る事務 | 特定独立行政法人の非公務員化による業務量の減少等を踏まえた上で、中央労働委員会事務局本局等に移管する。 |

